情報本部達第１９号

自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（昭和３９年防衛庁訓令第３０号）第２６条の規定に基づき、情報本部の移動局等の監理に関する達を次のように定める。

平成９年１月２８日

情報本部長　陸将　國見　昌宏

情報本部の移動局等の監理に関する達

（趣旨）

第１条　この達は、情報本部における移動局等の監理に関する細部事項を定めるものとする。

（移動局等の開設）

第２条　部長又は通信所長は、移動局等を新たに開設しようとする場合には、その３０日前までに移動局等開設変更事項書（別記様式第１）により、情報本部長に上申するものとする。

（移動局等の変更）

第３条　部長又は通信所長は、承認された移動局等の種別、無線機材の種類及び数量に変更の事由が生じた場合には、速やかに、移動局等開設変更事項書（別記様式第２）により、情報本部長に上申するものとする。

（承認書の再交付）

第４条　部長又は通信所長は、移動局等の承認書の再交付を受ける必要がある場合には、その事由を付し、再交付を情報本部長に上申するものとする。

（承認書の返納）

第５条　部長又は通信所長は、移動局等の変更により新たな承認書を交付

された場合、承認書の再交付を受けた場合又は移動局等を廃止した場合は、速やかに、旧承認書を情報本部長に返納するものとする。

（検査の準備）

第６条　移動局等の検査を受ける部長又は通信所長は、受検機材一覧表（別記様式第２）及び移動局等試験成績表（別記様式第３）を作成するものとする。

２　移動局等試検成績表には、あらかじめ実施した送信又は受信に係る性能の測定結果を記入するものとする。

（検査に必要な書類）

第７条　移動局等の検査を受ける部長又は通信所長は、無線局承認書、無線局検査表、無線業務日誌、無線資格者名簿（別記様式第４）、電波法令集、受検機材一覧表、移動局等試験成績表及び当該無線機材の取扱説明書等を準備するものとする。

（検査の方法等）

第８条　移動局等の検査は、移動局等ごと、別に定める方法及び基準により行うものとする。

（検査結果の報告）

第９条　移動局等を検査した検査官は、検査後速やかに、その結果を移動局等検査報告書（別記様式第５）により情報本部長に報告するものとする。

（検査官候補者の報告）

第１０条　部長又は通信所長は、別に定める検査官の資格又は経歴を有する者の、３月末日及び８月末日における状況（所属、階級、氏名）を、それぞれ１０日以内に情報本部長に報告するものとする。

附　則

この達は、平成９年１月２８日から施行する。

別記様式第１（第３条関係）

移動局等開設（変更）事項書			
部　　長　　名			
移動局等の種別			
無線機材の名称	数　　量	無線機材の名称	数　　量

備考：用紙の規格は、日本工業規格Ａ列４番

別記様式第２（第６条関係）

受　検　機　材　一　覧　表

機　　材　　名	承認数量	事故数量	受検数量	摘　　要

備考：用紙の規格は、日本工業規格Ａ列４番

別記様式第３（第６条関係）

移　動　局　等　試　験　成　績　表

実施年月日：　．　．

部等名		機　材　名	

基準値等 / 機材番号	空中線電力	周波数偏差	占有周波数帯域	スプリアス強度	感度	その他	判定	備考

備考：用紙の規格は、日本工業規格Ａ列４番

別記様式第４（第７条関係）

無 線 資 格 者 名 簿				資　格	
番　号	階級	氏　　名	取得年月日	根　　拠	摘　要

備考：用紙の規格は、日本工業規格Ａ列４番

別記様式第５（第９条関係）

移　動　局　等　検　査　報　告　書			
検査種別	新設・定期・臨時・変更	検査年月日	.　　.
部 等 名		検　査　官	㊞
機　材　名			

機材番号	記　録　及　び　判　定						総 合 判 定	指示事項
	送信部	受信部	空中線	電 源	検査表	その他		

無線資格者	資　格	定　員	現人員	指 示 事 項	書類検査	書　類　名	不具合	指示事項
	甲					承　認　書	有・無	
	乙					検　査　表	有・無	
	丙					業 務 日 誌	有・無	
	その他					資格者名簿	有・無	
	計					電波法令集	有・無	

備考：用紙の規格は、日本工業規格Ａ列４番